



役場だより 3月号



令和4年3月15日発行 第270号

発行：王滝村役場 経済産業課
tel： 0264-48-2001
fax： 0264-48-2172
mail： otaki@vill.otaki.nagano.jp
Hp： http://www.vill.otaki.nagano.jp

村営駐車場の利用者を募集します

令和4年4月1日から、一年間の村営駐車場の利用者を募集します。

新規に利用を希望する方は3月30日（水）午前10時から、役場で受付と区画決めを行いますので、印鑑をご持参の上、お集まりください。

令和3年度に契約をされていた方は、役場から継続ご確認の書類をお送りします。

《募集場所・区画数》



場 所	区 画 数	使用料金
上島第一駐車場 (おんたけ交通前)	8 区 画	1区画 24,000円/年 (2,000円/月)
上島第三駐車場 (こ う や 前)	2 区 画	
上島第四駐車場 (八 幡 堂 横)	5 区 画	
中 越 駐 車 場 (中越公民館上)	7 区 画	

お問い合わせ：総務課 財産管理係



自衛官等募集



募集種目	受付期間	採用時期
幹部候補生（一般）	3月1日～4月14日	令和5年3月中旬～4月上旬
第1回一般曹候補生	3月1日～5月10日	令和5年3月下旬～4月上旬
自衛官候補生	年間を通じて受付	
予備自衛官補	1月6日～4月8日	令和4年7月以降

※上記以外の種目の募集も行われています。
詳しくは自衛官募集ホームページをご確認ください。

成年年齢引き下げに伴う新成人の消費者トラブルにご注意ください。

民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が18歳になります。成人になると、親などの法定代理人の同意がなくても、自分の意志で契約ができ、18歳になればローンを組めるようになりますが、代わりに「未成年者取消権」による取消しができなくなります。

若者をターゲットにした悪質な商法にも注意しましょう。

問合せ：

- 契約や買い物で「困ったな」と思ったら
消費者ホットライン 188
- 貸金業に関する問い合わせ
日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 0570-051-051
関東財務局長野財務事務所理財課 026-234-5125
- 警察に対する相談は #9110

若者をターゲットにした悪質な商法にも注意しましょう。

新成人、こんなトラブルにご用心！

もうけ話（情報商材、マルチ商法、暗号資産等）

事例1 先輩の知り合いに「簡単にもうかる」と誘われて、ホームページのアクセス数を増やすことで簡単に稼げる情報を記載した90万円の情報商材を契約したが、全くもうからない。その後、友達を誘えばボーナスが入ると言われた。

事例2 マッチングアプリで知り合った人から暗号資産の投資をすると絶対もうかると誘われて投資をしたが、出金できなくなった。

アドバイス

- 怪しい話は、はっきり断りましょう！
- 投資には必ずリスクがあります（価格が変動し損をする可能性があります）！
- クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約しない！
- 被害者の立場から、加害者に（友達を失うこと）になってしまうことも！
- 暗号資産で投資をする場合は、取引先の業者が無登録の暗号資産交換業者等でないか確認しましょう！



☆令和4年4月の保健センター一行事予定☆



日付	教室名	時間	場所
4月5日（火）	いないいないばあ	10時00分～11時30分	保健センター
6日（水）	男性健康教室	10時00分～11時30分	
7日（木）	定期健康教室	10時00分～11時30分	
19日（火）	ちびっこひろば	10時00分～12時00分	
20日（水）	こころの相談	13時30分～15時30分	
27日（水）	フレイル予防教室	10時00分～11時30分	
26日（火）	健康サークル	10時00分～11時30分	
※各種予防接種をご希望の方は事前予約をお願いします			王滝村診療所

★★健康一口メモ★★

今回は「人生会議」についてです。

「人生会議」

アドバンス・ケア・プランニング(ACP)



自分が最後まで自分らしく生きる(暮らし続ける)ための準備、いのちの終わりについて話し合いをすること、回復の見込みがない状態となった時にどうしたいのか、自分の考えや希望を大切な人・信頼できる人と話し合うことを

人生会議 (アドバンス・ケア・プランニング【ACP】)

といいます。

人生の最終段階では、水分や食物を摂れなくなったり、呼吸が苦しくなったりします。そのような状態になったときに行われる医療行為についても、かかりつけ医と相談しながら、大切な人・信頼できる人と折に触れて話し合い、自分の意思を表明する【リビングウィル(事前指示書)】はとても大切です。

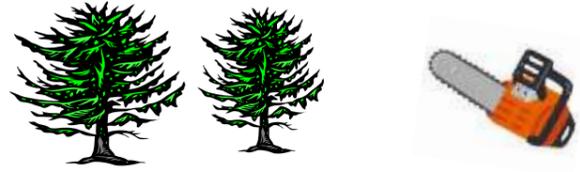
県内でも松本市は積極的に進められていて、事前指示書が誰でもわかるように、冷蔵庫の中に入れてあるそうです。



みなさんも、ご家族と話し合ってみませんか？
詳しいことなど、お気軽にお問い合わせください。

お問合せ：福祉健康課 保健師(Tel.48-3155)

立木の伐採時には伐採届を



立木を伐採するには、私有地であっても届け出が必要となります！

自家用薪やきのご原木用などの立木伐採には、森林法第10条の8の規定により、村への届け出が必要です。

届出義務者 ■森林所有者(自分で伐採する場合)

■伐採業者(森林所有者が伐採業者に頼む場合)

届出時期 ■伐採を始める90日から30日前までに役場

経済産業課 林業振興係へ届け出をお願いします。

※ 1haを超える林地を伐採する場合は林地開発許可制度の適用になり長野県知事の許可が必要になります。

※ 伐採届は役場経済産業課にあります。

お問合せ：経済産業課 林業振興係 (Tel.48-2001)

春は空気が乾燥しやすい季節

山火事予防にご協力ください

たき火やたばこの火の始末には十分注意し山火事を出さないように注意しましょう。特にこれからの時期は山菜採りや釣りなどで山に入る機会も多くなります。携帯用灰皿を持つなどし、たばこのポイ捨てなどしないように注意しましょう。

森林は空気をきれいにしたり、山崩れや洪水を防ぐ大切な山の財産です。

森林を火災により失わないよう、みんなで守りましょう。

【有害鳥獣追払い花火取扱講習会】

有害鳥獣追払い用花火の3連発花火の取扱講習会を行います。(※こちらは、昨年9月に開催した講習会と同じ内容になります。)

追払い用3連発花火の購入・使用には講習会への参加必須となりますので、今後購入を検討されている方はご参加ください。

講習会後には、花火の販売が行われますので、当日花火の購入をご希望の方はお金をお持ちください。

また、追払い花火の講習会と合わせて、花火以外の追払い資材の紹介としてエアガンの試射会も行いますので、こちらにご興味がある方もぜひご参加ください。

◇日時：3月23日(水) 午後2時～

◇場所：松原スポーツ公園 雨天練習場前



〔王滝村役場 経済産業課 農業振興係 TEL48-2001〕

冬眠明け

ツキノワグマにご注意！

◎クマに遭わない為に・・・

①鈴や笛を鳴らしたり、音量を大きくしたラジオなどを持参しましょう。

②クマが出没している地域では、活動が活発になる明け方や夕暮れ時の外出や作業は避けましょう。

◎クマを寄せ付けないために・・・

①残飯や生ごみ果実などの誘因物に付くため外に放置したり野積みせずしっかり管理をしましょう。

②人里でクマを見かけたときは役場までご連絡ください。

◎万が一クマに遭ってしまったら・・・

①ある程度クマとの距離がある場合は、静かにその場から離れてください。

②万が一、近くでバツタリ出遭った場合は、落ち着いてゆっくり後ずさりしクマから離れてください。

※クマは逃げるものを追う習性があるので背中を見せて逃げるのは逆効果だと言われています。

※大声を出したり、石を投げつける行為も逆にクマが驚いて襲ってくる可能性があります。

③子熊を見つけたときは、近くに親熊がいる場合が多いので、近づかないようにしましょう。

